

1億円未満の総合評価における 入札制度の改正について

県発注工事の入札について、平成30年4月1日から入札公告を行う1億円未満の総合評価方式の入札においても「**低入札価格調査制度**」を適用します。

～ 低入札価格調査制度とは？ ～

○あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度です。
なお、低入札価格により契約した場合は、様々な制約があります。

※契約時の制約：前金払いの制限、契約保証金の嵩上げ納付、技術者要件厳格化、監督体制強化など

入札制度改正の3つのポイント

1. 今までと何が違うの？

(改正前)

- ・ 請負対象額1億円未満の工事には「最低制限価格制度」を適用

※最低制限価格制度：「最低制限価格」を下回る入札があった場合に、その入札者を一律に失格とする制度

(改正後)

- ・ すべての総合評価方式の入札において「最低制限価格制度」ではなく、「**低入札価格調査制度**」を適用

※低入札価格調査制度：「調査基準価格（最低制限価格と同じ算定方法）」を下回る入札があった場合は、一律に失格にはならず、応札業者からその積算根拠等を確認するための調査資料を提出していただき、発注者が審査を行ったうえで、落札者を決定する制度

2. 失格基準があります！

- ・ 低入札価格調査制度には2つの失格基準があり、いずれかの基準を下回る入札があった場合に失格となります。

※**価格失格基準**（請負対象額1億円未満の総合評価のみ適用）

：入札価格（総額）に対する基準【平成30年4月1日 新設】

※**数値的判断基準**：費目ごとに設けた基準（いずれかの費目基準を下回れば失格）【既設】

3. 調査資料の提出とは？

- ・ 低入札となった場合、開札日から3日以内に、調査項目が17種類以上の調査資料を必ず提出していただきます。
- ・ 調査資料を提出されない場合は、「入札参加者に対する指名停止措置」の対象となりますのでご注意ください。

※入札制度改正の詳細は…

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/をご覧ください。

入札制度についてのお問合せは、下記またはお近くの県土整備事務所(局)へ

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

電話：0852-22-5185

FAX：0852-22-5782

